

事前質問への回答 <大阪>

	質問	回答
制度全般	・いずれの主催であっても2022年4月から定期的に開催しているZOOMでの研修会(勉強会)から登録を考えているが、4月から実施できるのか?	4月からの実施も可能ですが、新会員管理システムは4月19日からの稼働です。各種申請、登録、承認作業等は最短でも4月19日以降になることをお読みください。例えば、土会主催研修会の場合は、会員管理システムを一切介さずに4月18日までに開催し、19日以降に、セミナー登録や履修登録を行うことは可能です。ただし、土会承認においては事前申請が必要ですので、4月19日から開催日までの間に開催申請を行い、開催してください。
	登録理学療法士更新研修会の講師の基準は、2021年までの新人プロ基準なのか、認定PTポイント研修会基準のどちらか?登録PTで問題ないのか。	登録理学療法士更新における研修会等の受講において、「土会主催」「土会が承認した会員所属施設主催」の2区分があります。実施マニュアルに講師要件が記載されていますので、ご確認ください。講師要件に登録理学療法士とある場合、2022年4月以降に登録理学療法士を取得した会員を指します。新制度開始前の現時点において、登録理学療法士取得者になる見込みであるか否かについては、「移行表」においてご確認ください。下記HPの「生涯学習制度への移行」欄にて、ご自身の入会年度のデータをご確認ください。 https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/new/
	研修会開催要項で入退室管理の項目があるが、QRコードを講義終了後に提示する方法でよいのか?もし難しいときは入退室管理の基準をお教えください。	従来どおり、具体的な入退室の管理方法は各士会に委ねています。
前期研修	施設の職員が新人研修の実地研修D1の(イ)と(ロ)を選択をする用であるが、(ロ)を選択したとき審査はあるのか?	審査や書類提出等はありません。施設会員代表者が自身のマイページから区分変更の申請をすることで変更できます。
	他院の新人を受け入れるためには(イ)を選択する必要はあるのか?	新会員管理システム上の勤務先登録情報に基づき、登録理学療法士の在籍有無によって自動的に区分が振り分けられます。施設側で自由に選択できるものではありません。他施設での見学研修の受け入れる施設は、登録理学療法士が在籍している施設になりますので、まずは自動的に「D-1:イ」となります。そのうえで、他院の新人を受け入れるという施設は、本会ホームページにて「D-2「他施設での見学研修」見学受入施設の公募」のご案内をしておりますので、そちらに申請いただく必要がございます。
	D2の他院のPTのプレゼンターを行った登録理学療法士にはメリットはないのか?	他施設への見学研修において、指導する登録理学療法士へのポイント付与などはありません。
	実地研修での履修反映について、指導者が入力を行うとありますが、具体的な手順を教えてください。	実地研修の受講・実施マニュアル(29ページ)に記載のとおり、マイページ上での履修登録手順は今後マニュアルを更新します。新会員管理システムは画面構築中につき、画面が決定しましたら、画像とともに手順をお示しします。
	自宅会員についても同様に指導者が入力できるのか。	新会員管理システム上の勤務先登録情報に基づき判断されますので、勤務先登録のない会員はその施設に所属しているとは見なされません。新会員管理システムより、「勤務先会員」「自宅会員」という会員区分は撤廃されます。雇用形態を問わず、就業されている場合は勤務先情報を登録いただくことを依頼します。
	受講区分の決定時期を教えてください。	新会員管理システム上の勤務先登録情報に基づき、登録理学療法士の在籍有無によって自動的に区分が振り分けられます。新会員管理システムは4月19日から稼働予定につき、それ以降に確認可能です。
後期研修	実地指導者について、自施設の登録理学療法士が実地指導者との記載がある。当該施設では登録理学療法士がいることはいくつかあるが、新人教育については管理職(全会員外、一人会員はいるが登録理学療法士ではない)が行っており、登録理学療法士の者が対応出来ないのですが、その場合はどうなるのか。登録理学療法士がないという形になるのか。	実地研修について、登録理学療法士が1名でも在籍している場合は、自施設内での実施になりますので、登録理学療法士が在籍していないとしてD-2で受講をすることはできません。施設会員代表者の方とご相談いただき、管理職の方の指導に登録理学療法士が関わらないよう進めるなど、ご状況の中でどのように実施ができるのか、ご検討いただけますと幸いです。
	症例検討の開催申請において、「申請は開催施設の所在地を問わず、座長が所属する土会へ届きます」と明記されているが、他県土会の座長が大阪で症例検討会を企画した場合、その座長が所属する土会が承認をすれば、他県土会の座長が担当土会のチェックを受けることなく担当土会で開催できる仕組みになってしまうのか。(土会承認症例検討会実施マニュアル開催座長用p6記載)	記載のとおり、開催申請は開催場所を問わず、座長が所属する土会が承認者です。例えば、複数の都道府県土会をもつ法人があり、A県の病院所属の登録理学療法士が、大阪府にある同法人の別病院から座長の依頼を受け、開催申請する場合、承認者は座長の所属であるA土会です。開催地自体は大阪府にある会場かもしれませんが、大阪府が実施される症例検討会の担当ではありませんので、あくまでも申請者が実施担当者、承認者がA土会です。
登録理学療法士更新	登録PTの履修登録について、速やかに履修登録を行うとあるが、具体的な期限等を設けるのか?	具体的な期限は設けません。ただし、履修登録がなされない限り、受講者はポイントが得られませんので、速やかな履修登録を依頼しています。また、履修登録が行われていない場合は、申請者である登録理学療法士へ履修登録促進メールを配信します。
	履修登録は1回のみ、登録後の追加・修正は不可であり、誤った場合は会員の履修状況に重大な影響を及ぼすとある。また、対応方法として、受講者本人へ速やかに連絡をすることとあるが、謝罪以外に対応方法はないのか?追加・修正ができるようにしないといけないのではないのか。もし、QRコードで受講者本人が登録を誤った場合は、協会が対応するということが良いか?	土会主催の場合、土会権限で追加・修正は可能です。また、土会承認の場合、申請者(登録理学療法士)では修正はできませんが、土会権限で修正は可能です。ただし、誤って履修登録をしまし、その履修登録によって位置づけが変わってしまった場合(前期研修が修了し後期研修になる、後期研修が修了し登録理学療法士になる)、履修登録の削除はできず、位置づけ自体を履修登録前の状態に戻せません。特に土会承認の履修登録にあたり、強く注意喚起している要因は、例えば、その登録誤りによって、登録理学療法士更新期限内に取得できたポイントが取得しなかった等の受講者へ影響を及ぼすことをご理解いただきたく、また、土会の先方と異なり、このような作業やシステムに慣れない申請者(登録理学療法士)がいることも考慮し、より慎重に履修登録を行っていただきたいとの意図がございます。
	履修登録について、「土会にて会員管理システム上から履修登録が可能となる」とある。入退室管理システムからデータの取り込み、履修登録は必ず土会が実施しないといけないのか?研修会等の主催者(土会承認等の研修会申請者)は行えないのか?	土会主催については土会が行います。土会主催においては、会員管理システムへの土会ログイン権限を有する方がシステム上から履修登録できます。土会承認については、開催申請を行った申請者が自身のマイページから履修登録を行うため、土会での作業はありません。
	登録理学療法士の更新について、論文執筆や著作、講習会・研修会の講師等(認定・専門PTでは認められない項目)がポイントとして認められないのか?更新要件の1つとして認められないのであれば、その理由を教えてください。	登録理学療法士は全会員に取得・更新し続けていただきたいという思いのもと、多様な環境下であっても、希望すれば、ポイント取得のための権利を得られる(得られやすい)という考えにて、要件設定を行っております。例えば、講師は会員が希望しても講師をできるのではなく、主催者に依頼を受けられない講師はできません。著作については同様の考えです。論文は執筆だけでなく最終的に採択をされる必要もあり、多様な環境下において、広く多くの会員がこの要件を獲得しにくいという考えにて、対象とはしていません。
認定・専門理学療法士更新	新たな制度における更新要件である「下記のいずれかの活動を1つ行うこと・都道府県理学療法士会学術雑誌への投稿(筆頭者に限る)・ブロック主催学会での一般発表の筆頭発表者・都道府県理学療法士学会での一般発表の筆頭発表者」が余りにもハードルが高すぎる。公私における環境は平等でなく、頑張れば発表できるというものではない。資格運営の参考になっている言われる日本看護協会における認定資格要件を見ると、「学会及び研究会等への参加や発表」となっています。このように資格の維持については努力の多様性を認めたい。盛り上げを見せ始めている認定制度から会員が離れていけないうる懸念です。検討を継続してください。	更新の必須要件を定めた背景として、認定・専門理学療法士取得者の活動(論文投稿や発表等)が土会やブロック以外の場で活発に行われていることが多く見られる中で、その活動を土会やブロックでも行っていただくことで、認定・専門理学療法士取得者の経験や知見等を若い会員に還元し、土会、ブロック学会の活性化を図るという目的がありました。土会やブロック学会での一般発表については、その発表内容や範囲を具体的に定めてはいません。この一般発表には、症例発表も含まれ、日頃の臨床業務によって蓄積された多くの症例に基づき、症例発表していただくことで、高い臨床実践能力を有する認定理学療法士の定義を込んだ更新要件になると制度設計しています。一方で、維持・研鑽のための活動における100点の取得においては、活動や内容の多様性を踏まえ、学会や研修会の参加を含め点数取得の選択肢を複数設け、取得分野を問わないこと、取得者の状況を考慮しています。他の制度内容を含め、生涯学習制度は5年ごとに制度内容の協議、必要に応じて見直しを行いますので、その中で様々な意見や課題を踏まえ、協議・検討します。
	認定理学療法士更新について、更新時には学会発表が条件としてあるが、臨床しながら学会発表が絶対条件になると難易度が高いのではないかと感じる。	
	認定理学療法士更新について、更新点数基準の必須条件として学術大会での一般発表の筆頭発表者や学術誌への投稿とあるが、認定理学療法士の定義としてより専門性の高い技能を有するスペシャリストとあるため、発表や投稿をする事が必須条件に挙がるのは違和感がある。必須条件についての再検討をして欲しい。	
	認定・専門PTの取得については厳しい要件があり、更新についてはやや容易となる基本原則ではなかったのか?基本原則に基づいた制度をお願いしたい。また、認定理学療法士は臨床能力を評価すべきではないかと考えるが、どのように考えが教えてください。	
	前回の意見交換会において、大阪での学会の趣旨を伝えた(都道府県学会は若手発表の登壇の位置づけ)認定・専門PTの更新において、ブロック主催学会および都道府県理学療法士学会での一般発表の筆頭発表者となるが、都道府県県によって事情が様々であるため、ブロック主催のみとし、都道府県学会については、申請のあった学会にのみ更新ポイントを与えるという「申請方式」に変更して欲しい。	大変申し訳ございませんが、申請方式への変更はできません。例えば、発表者募集・選定段階で条件や制限を設ける等、認定・専門理学療法士取得者ではなく若手中心の発表によるような運営方針とすることは差支えありません。
更新要件に学会での一般発表の筆頭発表者となるが、発表分野に規定はあるか?取得している認定分野と異なる分野での発表でもよいのか。	分野は不問です。	